

山陽小野田市地方就職学生支援金交付要綱

令和6年12月20日制定

(趣旨)

第1条 この要綱は、東京圏の大学を卒業して、山口県の企業に就職する者に本市への移住促進を図るために実施する山陽小野田市地方就職学生支援金(以下「支援金」という。)の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 東京圏 埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県の一部の区域のうち、別表に規定する条件不利地域を除いた区域をいう。
- (2) 転入 本市に住居を移し、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)に基づき住民登録することをいう。

(対象者要件)

第3条 支援金の交付の対象となる者(以下「交付対象者」という。)は、第5条に規定する申請(以下「申請」という。)のあった日から5年以上継続して本市に居住する意思をもって転入する者で、次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1) 移住元に関する要件

次に掲げる事項のいずれにも該当すること。

ア 大学の卒業年度において、東京都内に本部がある大学の東京圏のキャンパスに在学(原則4年以上)し、当該大学を卒業する見込みであること。

イ 大学の卒業年度において、東京圏に継続して在住していること。

(2) 移住先に関する要件

次に掲げる事項のいずれにも該当すること。

ア 山口県内に所在する企業(以下「県内企業」という。)に就職することが内定していること。

イ 卒業後に県内企業に就職し、本市に転入する意思を有していること。

(3) 就職先に関する要件

次に掲げる事項のいずれにも該当すること。

ア 勤務地が山口県内に所在すること。

イ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に定める風俗営業
者でないこと。

ウ 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する法人等でないこと。

エ 官公庁等（第三セクターのうち、地方公共団体から補助を受けている
法人を除く。）でないこと。

オ 就職者にとって3親等以内の親族が代表者、取締役などの経営を担う
職務を務めている法人等でないこと。

カ 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業する見込みであること。

キ 勤務地が本市から通勤可能な地域であること。

(4) その他の要件

次に掲げる事項のいずれにも該当すること。

ア 暴力団等の反社会的勢力の構成員又は反社会的勢力と関係を有する者
でないこと。

イ 日本人であること、又は外国人であって永住者、日本人の配偶者等、
永住者の配偶者等、定住者又は特別永住者のいずれかの在留資格を有す
ること。

ウ 前3号に掲げるもののほか、市長が交付対象者として不相当と認めた
者でないこと。

(支援金の額)

第4条 支援金は、予算の範囲内で交付する。

2 支援金の額は、選考面接に要した交通費2万円とする。ただし、県内企業
が山口県以外で実施した選考面接に参加した場合にあっては、その交通費の
実費の2分の1に当たる額と、2万円のいずれか低い額とする。

(支援金の交付申請)

第5条 交付対象者は、支援金の交付を申請しようとするときは、山陽小野田
市地方就職学生支援金支給申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）

に加え、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 内定先企業による証明書（様式第2号）
- (2) 在学証明書
- (3) 交通費の領収書
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
（支援金の交付決定等）

第6条 市長は、前条の規定による申請書の提出があったときは、速やかにその内容を審査し、適正と認めるときは、支援金の交付決定及びその額の確定を行い、その旨を山陽小野田市地方就職学生支援金交付決定通知書（様式第3号）により交付対象者に通知するものとする。

（支援金の交付）

第7条 支援金の交付は、前条の規定により支援金の交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）からの山陽小野田市地方就職学生支援金交付請求書（様式第4号）の提出による請求に基づき行うものとする。

（是正のための措置）

第8条 市長は、本事業の遂行に関し、必要があると認めるときは、交付対象者又は交付決定者に対して必要な報告を求め、又はこれに適合させるための措置を求めることができる。

（支援金の交付決定の取消し及び返還命令）

第9条 市長は、交付決定者が次の区分に応じて掲げる要件に該当する場合は、支援金の交付決定の全部又は一部を取り消し、山陽小野田市地方就職学生支援金返還請求書（様式第5号）により、期限を定めてその返還を請求するものとする。ただし、雇用企業の倒産、災害、本人の病気その他のやむを得ない事情があると市長が認める場合は、この限りでない。

(1) 全額の返還

- ア 偽り又は不正な手段により支援金の交付決定を受けたとき。
- イ 前条の規定に基づく求めに応じなかったとき。
- ウ 申請から1年以内に要件を満たす就職先への就職を行わなかったとき。
- エ 申請から1年以内に本市に転入しなかったとき。ただし、申請時に既に転入していたときは除く。

オ 本市への転入日から3年未満に市外へ転出したとき。

カ 就職から1年以内に要件を満たす就職先を辞したとき。ただし、離職日から3月以内に山口県内の別の企業に就職するときを除く。

(2) 半額の返還

本市への転入日から3年以上5年以内に市外へ転出したとき。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年12月20日から施行し、令和6年4月1日から適用する。

別表（第2条関係）

都県名	条件不利地域
東京都	檜原村、奥多摩町、大島町、利島村、新島村、神津島村、三宅村、御蔵島村、八丈町、青ヶ島村及び小笠原村
埼玉県	秩父市、飯能市、本庄市、ときがわ町、横瀬町、皆野町、長瀨町、小鹿野町、東秩父村及び神川町
千葉県	館山市、旭市、勝浦市、鴨川市、富津市、いすみ市、南房総市、匝瑳市、香取市、山武市、東庄町、九十九里町、長南町、大多喜町、御宿町及び鋸南町
神奈川県	山北町、真鶴町及び清川村